

「ＴＣＰＡ由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生ＨＣＢに係るＢＡＴレベルに関する報告書（案）」に対する御意見及びそれに対する考え方

	御意見	考え方
1	該当箇所： 報告書（案）１０ページ 第３段落 「なお、１０ppmのＨＣＢ含有レベルを達成するためには、２００ppm（ＢＡＴレベル）以下のＴＣＰＡが安定的に供給されることが不可欠であることから、ＳＲ１３５の場合と同様にＢＡＴレベルの適用までには一定の周知期間を置くことが適当である。」 意見内容及び理由： ＴＣＰＡのサプライヤーは中国のメーカーであるが、中国の品質管理状況は、安定的に２００ppm以下のＴＣＰＡを供給出来る体制であるか疑問であり、分析値も信頼性に欠けるものと思われる。また、２００ppm以下のＴＣＰＡの価格は、従来の中国品に比較すると２倍以上に高騰する。中国メーカーの生産能力は日本の需要に対して圧倒的に大きく、日本は中国メーカーからするとマイナーな市場にとどまっており、日本側の要求を通すことは簡単ではない。 報告書（案）では、ＳＲ１３５と同様に一定の周知期間を置くこととされているが、このような状況下、果たして一定の周知期間を置けば、安定的に事業を継続可能な価格で２００ppm以下のＴＣＰＡを調達出来るようになるか疑問である。 日本の事業者において、２００ppm以下のＴＣＰＡを、事業継続可能な価格で安定的に調達すべく、中国メーカーと最大限の交渉をしてもなおかつ実現困難な場合は、２００ppmというＢＡＴレベルそのものの見直しをお願いしたい。 （化成品工業協会）	「ＴＣＰＡ及びソルベントレッド１３５中の副生ＨＣＢに係るＢＡＴレベルに関する報告書（案）（以下「前回報告書案」という。）」のパブリックコメントで寄せられた御意見に対する３省の考え方（昨年１１月９日付け公表。以下「前回３省の考え方」という。）において示しているとおり、前回報告書案作成時点で既にＨＣＢ含有量 100ppm 以下のＴＣＰＡの注文生産の実績があったこと等から、ＴＣＰＡのＢＡＴレベルとしては「200ppm」が適当と考えています。ただし、その適用の際の周知期間については、ＴＣＰＡの安定供給の観点から当初の前回報告書案で提案された「６ヶ月程度」から１年間に延長するとともに、１年後のＴＣＰＡの供給環境の状況を改めて考慮することとしたところです。 さらに、その後の３省の調査によれば、ＨＣＢ含有量 200ppm 以下のＴＣＰＡを使用している事業者が存在するという情報も得られており、ＴＣＰＡのＢＡＴレベルとしては「200ppm」が適当であると考えています。
2	意見 1 ＴＣＰＡを原料とする染顔料ピグメントエロー138 及びピグメントエロー110 のＨＣＢの含有量を当面 5ppm 以下とする。期限を決めて、最終的には 0.1ppm 以下とする。 理由： 昨年８月のパブリックコメント募集の際、ＴＣＰＡについては当面ＢＡＴ削減レベルを 100ppm とし、期限を決めて、より低い数値（少なくとも 1ppm 以下）の製造プロセスの開発をメーカーに義務づけるべきであるとしたが、これが実現できなければ、ＴＣＰＡを原	前回報告書案におけるＴＣＰＡ、本報告書案におけるピグメントエロー１３８及びピグメントエロー１１０いづれについても、そのＢＡＴレベルは、関係事業者からのヒアリングを通して得られた情報を基に工業技術的、経済的に利用可能な技術を評価した結果導かれており、それぞれの報告書に示されたＢＡＴレベルはいずれも妥当なものと考えています。

料とする化学物質の製造をやめるべきである。	
意見 2 ピグメントグリーン 36 の H C B 含有を当面 3ppm 以下、ピグメントグリーン 7 の H C B 含有を当面 10ppm 以下とし、期限を決めて、最終的には 0.1ppm 以下とする。 理由： 1、ピグメントグリーン 36 の製品分析で H C B の含有量の最小値：0.32ppm、 最大値：11ppm、中央値：4.5ppm、平均値：3.6ppm 最小値 0.32ppm である。 2、ピグメントグリーン 7 の製品分析で H C B の含有量の最小値：0.54ppm、最大値：220ppm、中央値：15ppm、平均値：35ppm である。	本報告書案におけるピグメントグリーン 36 及びピグメントグリーン 7 の B A T レベルは、関係事業者からのヒアリングを通して得られた情報を基に工業技術的、経済的に利用可能な技術进行评估した結果導かれており、いずれも妥当なものと考えています。
意見 3 T C P A を原料とする農薬及び H C B を含む農薬成分について、早急の実態を調査、公表し、B A T 評価をしてもらいたい。 理由： 1、先のパブリックコメント募集で、農薬成分 (P C P、P C N B、T C T P、T P N 等) について、H C B の B A T 評価を求めたが、回答はなかった。 2、農水省は、02 年 1 月 10 付けの通知「"農薬の登録申請書に添付する資料等について"の運用について(13 生産第 3988 号)の別紙第 5 項で『農薬中のダイオキシン類以外の有害混在物の検査に関する資料 資料 (1) 本資料は、申請に係る農薬中のダイオキシン類以外の有害混在物の検査結果等が記載された「農薬中のダイオキシン類以外の有害混在物の検査結果報告書」及びその添付資料とする (別記様式第 5 号)。 (2) 検査は、当該申請に係る農薬の有効成分の化学構造、合成方法等から、別表 2 に掲げる化学物質等を含有するおそれがある農薬の原体について実施するものとする。ー以下略ー』としており、別表 2 には、H C B が含まれており、農水省は情報を把握している。 3、当グループは、農水省に、T C P A を原料とする農薬、農薬中の H C B 含有量のデータを明らかにするよう求めたが、農薬対策室からは、『原体 (活性成分) の成分組成等に関する情報については、所有者の知的財産等の開示になるものであり当該者の権利等を害	本報告書案の内容に関する御意見ではないため、回答を差し控えさせていただきます。

	するおそれがあることから、提供することはできません。』との回答が来た。 4、登録農薬の成分であるフサライド (4,5,6,7-tetrachlorophthalide) は、T C P A と類似した化学構造である (http://w-chemdb.nies.go.jp/noyaku/54.htm 参照)。このため、当グループは、メーカーにH C B の含有等について、問い合わせ中である (2月末現在、回答を得ていない)。	
	意見 4 いずれの物質についても、期限を決めて、代替品を開発し、将来的には、製造・使用・廃棄に際して、ダイオキシン類やH C B の発生源となる化学物質の製造・販売・使用を削減・禁止すべきである。(反農薬東京グループ)	B A T レベルの適用以前に、そもそも製造を止めるべきとの考えについては、本報告書案第 1 部 2. においても示されているとおり、ある化学物質の製造に際して第一種特定化学物質 (以下「一特物質」という。) の副生が技術的に不可避な場合に、当該化学物質と同等の機能を有し、より安全な化学物質が存在するのであれば代替を進めることにより一特物質の副生を 0 にしていくことが望ましいと考えています。しかしながら、今回の検討対象となった各顔料については、いずれも耐候性等の理由から代替品は無い状況であり、前回の 3 省の考え方に示している「B A T の考え方」に基づく対応をとることとしたものです。
3	意見 1. データの取り扱いについて ソルベントレッド 135 (SR135) 中の HCB に係る BAT レベルに関する報告書 (案) の時にもコメントしましたが、副生する HCB のレベルの推定を統計的 (製造時の実績幅) に見た物ではなく、単なる数値の組み合わせで導き出すことについては、技術報告として不十分といわざるをえない。実製造時の変動幅を踏まえた上で管理値が設定されるべきである。	本報告書案で示されている B A T レベルは、関係事業者 (顔料等の製造者、輸入者及び使用者等) のヒアリングを通して得られた情報を考慮して提案されたものであり、ご指摘の点については十分踏まえたものであると考えています。
	意見 2. PG7 と PG36 等の BAT 値について (その 1) 化審法の根底には環境汚染の進行を管理することも含まれている。HCB が環境中に放出される事に関して規制するために BAT レベルを設定しているが、本来は環境に排出される HCB の全体量を把握し、その数値が環境における許容値に対してどの程度になっているかを基に管理すべきである。しかしながら、SR135 での報告書においても、今回の報告書においても、その観点からの議論は全くなされていない。これでは、今後新たに副生成物として HCB を含有する物質が出現するたびに、単に BAT レベルが設定されるだけで、環境中の HCB 量管理 (リスク管理) が全くなされない事になってしまう。まず全体での許容範囲を示し、その範疇で、SR135, PG7 等の BAT レベルを議論すべきである。	一特物質は、その性状 (難分解性、高濃縮性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する) から、ひとたび環境中に放出された場合には環境汚染の進行を管理することが困難であり、環境中における「許容値」や「許容範囲」を示すことが困難な物質です。このため、一特物質に関してはそもそも環境中に放出することを想定した規制体系になっていません。一特物質の不純物としての非意図的な副生についても原則許容されるべきではなく、工業技術的・経済的に可能な限り低減する必要があります。

	意見３．PG7 と PG36 等の BAT 値について（その２） SR135,PG7,PG36 等個別に BAT レベルを議論しているので、全体像での管理ができていない。PG7 や PG36 は 2005 年の製造・輸入量をみると、報告書では PG7、PG36 を合わせるとその量が SR135 の約 2.5 倍になっている。それにも係わらず、SR135 と同じような考えで単に数値設定をおこなおうとしているようである。環境全体で HCB を管理しないなら、少なくとも HCB の環境への排出については、各顔料の製造・輸入量とそれぞれに含有される HCB の BAT レベルの積がほぼ均衡するように管理すべきである。本来ならば、製造・使用量が SR135 の約 5 倍の PG36 であれば、BAT レベルは SR135 の 5 分の 1 にする必要があると考える。（個人）	一特物質（HCB）を環境全体で管理することが困難であること、したがって副生する一特物質についても工業技術的、経済的に可能な限り低減する必要があることは、上記意見２に対する考え方に述べたとおりです。 こうした前提の下、各顔料に関する BAT レベルは、顔料ごとに具体的な製造方法等が異なる中で、現時点で工業技術的、経済的に利用可能な技術を個別に評価した結果導かれたものです。
4	意見１ 該当箇所： p4 の下から 14 行目。『化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質についても、可能な限りその生成を抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術」（BAT：Best Available Technology/Techniques）を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」（以下「BAT レベル」という。）まで低減すべき。・・・また、BAT に関する考え方は、別紙３参照）』 意見内容： 別紙３は BAT の基本的考え方を載せているだけである。BAT 値は単純に比較設定されるものではないことは理解できるが、国際的な協調という意味でも、各国の具体的な BAT 値の例を載せ、“国際条約・各国の削減レベル”を加味した BAT レベルの検討及び設定をしていただきたい。 理由： 今回の一連の「TCPA 由来その他顔料及びフタロシアニン系顔料中の副生 HCB に係る」BAT レベルは、日本国内での適用に限られており、国際的な協調が見受けられない。 経済活動のグローバル化が進む中、すべての工業製品、特にその基礎原料である化学製品は、原料、中間物から最終製品に至るすべてにわたり、完全にボーダーレスとなっており、国際的な協調が最も求められる製品である。 今回の問題の発端となった TCPA について言及すると、現時点において TCPA を供給できるメーカーは事実上中国メーカーのみとなっており、BAT レベルが定められた以降、安定供給できるかどうかについては中国メーカーに頼らざるを得ない。即ち、日本の BAT レベルが世界標準として受け入れられれば話は別であるが、中国メーカーにとって日本は唯一の供給先ではないために、日本向けの為に、諸外国向けのものと同一のレベル（経済面においても、供給量においても）で供給されるかについてはまったく不透明である。また、今	前回３省の考え方に示しているとおり、HCB の副生量に関する規制は各国ごとに異なっていますが、HCB は残留性有機化学物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）の対象物質であり、その副生量についても可能な限り低減すべきであるとの認識は諸外国も含めて共有しています。３省としては、これまでも国際会議等を通じて、他国の規制当局に対し日本の取組を説明しており、今後とも、本件に係る我が国の対応の周知・普及に努める予定です。 また、TCPA の BAT レベルについては、前回３省の考え方において示しているとおり、TCPA の安定供給を考慮し、その適用までの周知期間を当初の前回報告書案で提案された「６ヶ月程度」から１年間に延長すると共に、１年後の TCPA の供給環境の状況を改めて考慮することとしています。 さらに、PG7 等本報告書案で検討がなされた各顔料についても、関係事業者からのヒアリングを通して得られた情報を踏まえて HCB 削減レベルが検討されています。

回対象となっている「TCPA 由来その他顔料」及び「フタロシアニン系顔料」についても、その製造はわが国だけではなく、欧州、中国、インド等世界各地で行われている。更にその製品はほとんどすべての着色製品(建築用資材、日用雑貨、電気製品、自動車、文具、化粧品等)に使われている。このような現状から、今回の一連の BAT レベルがわが国独自のものとして設定され、わが国独自の規制として適用された場合、国内での対象物質の製造はもとより、それを使用する事についても避ける動きとなり、結果としてわが国の産業の停滞を招くことが考えられる。特に PG7、PG36、PY138 は高度な IT 関連製品にも使用されている他、今後の先端技術として成長が期待されている機能性色材への応用も検討されているものである。これら顔料の国内ユーザーが日本国内での使用を避け、更に最終製品の組み立てまで海外に流出し、結果としてわが国の産業が衰退するだけではなく、これら顔料中の副生 HCB の削減を検討する基礎的な科学技術までもなくすことにも繋がりがかねない。	
意見 2 該当箇所： p6 の上から 9 行目。『しかしながら、③については、現在事業者において代替品への転換の取組が進められており、当該顔料の取扱いを止める方針である旨の報告がなされたため、委員会としてその BAT レベルについては検討しなかった。』 意見内容： ③のピグメントレッド 257 についての今後の化審法上の取り扱いについて、(サプライチェーン全体にわたる)代替品の有効性検証の時間も考慮して明記していただきたい。 理由： 代替品の有効性の結論が出ていないところで、ピグメントレッド 257 の取扱いを止めるとの情報が本報告書(案)にて公表されたことに関して、同顔料のユーザーとして今後の対応・方針を決定するための情報が少なすぎる。 また、ピグメントレッド 257 の取扱いを止めた後に、新たに製造・輸入されることを想定して、報告書にはピグメントレッド 257 の情報(HCB 含有量等)は記載する必要があると考える。	ピグメントレッド 257 については、関係事業者から今年中を目途に当該顔料の取扱いを止める方針である旨の報告がなされたため、BAT 委員会においては BAT レベルを検討しないこととしたものです。ユーザーに対する情報提供は当該事業者から適切に行われるものと考えています。 なお、来年以降も、当該顔料の製造・輸入が引き続き行われ、それらに HCB の含有が確認される場合には、改めて委員会として当該顔料の取扱い等について検討する可能性があります。
意見 3 該当箇所： p9 の上から 11 行目。『10ppm が経済的にも可能であると考えられる。』 意見内容： 「HCB 含有量 200ppm 以下の TCPA の使用を前提として、10ppm が工業技術的にも可能であると考えられる」と変更していただきたい。	本報告書案記載のとおり、関係事業者からのヒアリングを通して得られた情報に基づき、委員会は「10ppm」を工業技術的、経済的に達成可能な削減レベルとしており、3 省としても当該委員会の結論は妥当なものと考えています。また、本報告書案にも記載されているとおり、原料である TCPA の安定供給等の観点から、BAT レベ

理由： ・ 「TCPA が BAT レベル以下」が前提であることを明記したほうが良いと考える。 ・ TCPA 自体の価格上昇が考えられる上、本報告書(案)p.8 の 8 行目「製造ラインの見直し」、p.8 の 27 行目「洗浄工程の改善」等の更なるコストアップが考えられ、経済的に可能との判断はできないと考える。 ・ 最終製品中の顔料分はわずかであるため、消費者にとってはコストアップの影響は小さいが、中間事業者では川上に近いほどコストアップの影響が大きい。サプライチェーン全体における総合的な見地から「経済的に可能」との判断をすべきと考える。 ・ 製造コストのアップが価格に支障なく反映できるとは思えず、メーカー、及び川上に近い中間事業者の負担が大きくなり、低減方策に取り組んでいない国外事業者に対し、取り組んでいる国内事業者の弱体化をまねくことが懸念される。	ルの適用までに一定の周知期間を置くことが適当であると考えています。
意見 4 該当箇所： p9 の下から 6 行目。『現時点ではそれを結論付けるための十分な情報がないものの 10ppm を BAT レベルとして設定することが望ましい。』 意見内容： この一文を削除していただきたい。 理由： ・ 「10ppm」を設定する根拠が無く、「10ppm が望ましい」との記載は不適当と考える。 ・ また、報告書に記載するのであれば、合理的な理由を併記していただきたい。	P Y 1 3 8 の関係事業者からの情報において、B A T レベル以下（H C B 含有量 200ppm 以下）の T C P A を使用した P Y 1 3 8 の H C B 副生量が具体的には示されなかったものの、H C B 削減方策の内容は他の T C P A 由来顔料と同様であることから、技術的な可能性を踏まえて他の T C P A 由来顔料と同様の 10ppm が望ましいと報告書案は提案しています。また、報告書案は P Y 1 3 8 の B A T レベルを 10ppm に決めた訳ではなく、今後の事業者の検討内容等を踏まえ、更に精査することとしています。3 省としてもこれらの報告書案の記載は適切であると考えています。
意見 5 該当箇所： p10 の上から 8 行目。『以上より、第 1 次報告書の結論と併せて、PY138 を除き、全ての TCPA 由来顔料について「10ppm」を BAT レベルとすることを改めて提案する。』 意見内容： この一文を削除していただきたい。 理由： 意見 4 と同様。	上記意見 4 に対する考え方で述べたとおりです。
意見 6 該当箇所： p11 の上から 7 行目以降。『「10.TCPA 由来顔料中の HCB 分析技術」全般』	本報告書案に記載されている分析法は、各種顔料中の H C B 含有量を的確に分析するための方法として提案されたものですが、必ずしもこの方法でなければならない

意見内容： 報告書に記載している分析方法は、BAT レベル(10ppm)の 1/10(1ppm)以下の濃度が安定して測定できる方法の一つとして推奨しているものと理解している。この推奨された分析方法と相関関係が確認できた分析方法も良しとする内容にしていきたい。 理由： ・ 本報告書(案)に記載している分析方法は、非常に細密で高度であることは理解できるが、ロット毎の分析を行うには、コストと時間(分析法では非常に煩雑である)が掛かりすぎる。 ・ 記載の分析方法例(別紙 13)については、内標準法で行っており回収率の正確さは理解できる。しかしながら、HCB が均一でない(HCB は硫酸に溶解しない為)硫酸 50ml から、わずか 1ml を分取する等、抽出操作にバラつきが出るのではと危惧される点がある。(抽出器具、分取器具が記載されていないので、断定的に言えないが)	というのではなく、H C B の分析が的確に行える場合は、別の方法も使用可能と考えられます。
意見 7 該当箇所： p14 の上から 10 行目。『③ については、事業者から、現在は新規の製造を行っていないこと及び将来的に取扱いを止めることも視野に入れて検討中である旨の報告があったため、委員会としてその BAT レベルについては検討しなかった。』 意見内容： ③のピグメントブルー76 についての今後の化審法上の取り扱いについて、(サプライチェーン全体にわたる)代替品の有効性検証の時間も考慮して明記していきたい。 理由： 意見 2 の理由と同じ。	ピグメントブルー 7 6 については、関係事業者から現在新規の製造を行っていない旨の報告がなされたため、B A T 委員会において B A T レベルについて検討しないこととしたものです。 なお、関係事業者において上記方針が変更され、当該顔料の製造が今後も行われ、H C B 含有が確認される場合には、改めて委員会として当該顔料の取扱い等について検討する可能性があります。
意見 8 該当箇所： p22 の下から 7 行目。『現時点での BAT レベルとしては、当面 50ppm、長期的には 30ppm 以下の数値を目安に設定することが望ましいものの、未だ検討が進展中の事業者もあること等に留意し、これらの数値のうちいずれを PG7 の BAT レベルとして設定するかについては、今後の事業者における検討状況等を踏まえて更に精査する必要がある。』 意見内容： 上記の付帯事項として、BAT レベルが設定されるまでは、自主管理上限値が、例えば、上記目標値の 50ppm 以下に設定している事業者については、その値を BAT レベルとして扱う(暫定的な BAT レベル)ものとし、毎月の定期報告などは不要とすることを明示して欲しい。 理由：	本報告書案記載のとおり、尿素法によるブルークロードを原料とした P G 7 を製造又は輸入している事業者の大半が副生 H C B の含有量を 30ppm 程度に抑えていることから、3 省としては、今後の各事業者における自主管理による低減化の取組状況を踏まえて B A T レベルの設定について検討することとしています。従って、当該 B A T レベルが設定・適用されるまでの間は、各事業者による自主管理及びその定期的な報告を継続していただきたいと考えております。 なお、平成 18 年 4 月 6 日付け文書「ピグメントブルー－15 を塩素化して製造される顔料又は染料に係る報告等

	今回の報告書(案)によると、「BAT レベルが設定されるまでは、引き続き PG7 の製造者及び輸入者が、自主管理による継続的な副生 HCB の低減化を図り、国においてもその実施状況を適切にフォローしていくことが適当である」としている。即ち、現状実施している、「ピグメントブルー－15 を塩素化して製造される顔料又は染料に係る報告等について」（平成 18 年 4 月 6 日付け三省発文書）に基づく管理が引き続き行う必要があると解釈できる。言い換えると、BAT レベルを設定しないということは、含有量の多い少ないに関係なく、副生 HCB を含有する PG7 はすべて化審法の第一種特定化学物質の対象物質と見なされる可能性がある。	について」に示しているとおり、当該自主管理等に基づき取り扱われる P G 7 については化審法の一特物質に係る規制の対象とは見なされません。
	意見 9 該当箇所： p23 の上から 12 行目。『なお、10ppm は第 1 次報告書でまとめられた SR135 、及び本報告書第 II 部で提案された TCPA 由来その他顔料(PY138 を除く。)の BAT レベルと同じである。』 意見内容： この一文を削除していただきたい。 理由： フタロシアニン系顔料中の副生 HCB の発生メカニズムは、SR135 や TCPA 由来その他顔料と異なる為に、分けて BAT レベルの評価をされてきたものとする。製造・輸入者からのヒアリングを踏まえ、その結果として、BAT レベル 10ppm となったものであり、本報告書(案)の記載にすると、あたかも「BAT レベル 10ppm」が先にありきのように感じられる。	フタロシアニン系顔料及び T C P A 由来顔料それぞれについて、関係事業者からのヒアリングを通して得られた情報を基に工業技術的・経済的に利用可能な技術を個別に評価した結果として、P G 3 6 については「10ppm」という数値が導き出されており、「B A T レベル 10ppm」が先にある訳ではありません。 当該箇所は、結果的に、10ppm という数値は他の T C P A 由来顔料の B A T レベルと同じであることを記述しているだけであり、あえて削除する必要はないと考えます。
	意見 1 0 該当箇所： p24 の下から 11 行目以降。『「9. フタロシアニン系顔料中の HCB 分析技術」全般』 意見内容： 意見 6 と同じ。 理由： 意見 6 の理由と同じ。 (大日精化工業株式会社)	上記意見 6 に対する考え方で述べたとおりです。
5	該当箇所： P10 「8. B A T レベルの位置づけと今後の扱い」 及び P23 「7. B A T レベルの位置づけと今後の扱い」 意見内容： B A T レベルの適用時期につきましては、関係事業者に意見を聴取の上決定して頂くよう要望致します。	いずれの顔料についても、その安定的な供給を考慮し、B A T レベルに適応した原料調達等の対策に必要な時間を踏まえた一定の周知期間を設定する予定です。

	理由： B A Tレベルの適用後は、当該B A Tレベルを超えてH C Bを含有する顔料を製造・輸入のみならず、使用することも化審法上認められないことになります。製造・輸入業者・販売業者・1次ユーザー・2次ユーザー等で在庫がある為に、顔料が製造・輸入されてから実際にエンドユーザーで使用され製品になるまでには、かなりの時間がかかります。 (チバ・スペシャルティ・ケミカルズ株式会社)	
6	意見1 該当箇所： P 4からP 5の「4. 副生する特定化学物質に係る考え方」の再掲部分 意見内容： 化審法の運用に関連してB A Tを導入・規定するにあたって、化審法において意図的に合成される第一種特定化学物質（以下「1特物質」という）と非意図的副生物（以下「1特不純物」という）の取扱いとは異なること、したがって1特物質と1特不純物の規制・管理も異なることを明確にして戴きたい。即ち、1特物質（意図的）はハザード規制（蛇口規制）であるが、非意図的な1特不純物は化審法対象外であることを再度確認した上で、ただし1特不純物は不純物といえども、ある限度を超える環境暴露は回避されるべきであるので、「“非意図的”の上限管理基準としてのB A T」を化審法の規制値ではなく、行政指導の指針（事業者のB A T管理の基準）とするのが妥当ではないでしょうか。 理由： 別紙2において化審法における1特不純物に係る国の考え方として「本法はいずれも意図的に合成され、販売されることを念頭において制定されている。このため意図的に合成されているとはいいがたいものについては、本法規制は及ばないとの考え方もありうる。」と記されており、さらにこの1特不純物は化審法対象外という考え方は引用資料[1]の国会答弁（通産省・製造産業局長）で明確にされている。 一方、別紙2においては「しかしながら1特物質の環境暴露の抑制に細心の注意を払うのは化学工業者の最低限の義務であるので、たとえ不純物であってもB A Tレベル以上を含有するものについては、これを1特物質の製造とみなして、化審法による規制を行うこととする」という主旨の国の考え方が述べられている（昭和54年、非公開の審議会資料）。しかしながら、これより7年後の国会答弁（引用資料[1]）で、非意図的副生物は化審法対象外であるとの確認が行われている。「非意図的」であるから野放しという考えも間違っているが、化審法対象外のものをB A Tという概念で一気に1特物質と同じ「規制」を行うというのも如何にも極端な考え方である。 別紙3のP O P s条約では、リスク評価と社会経済性評価に基づいて、意図的行為（製造・	前回3省の考え方において示したとおり、化審法の一特物質については、環境中に放出されることを想定した規制体系となっておらず、たとえ不純物としての非意図的な副生であっても、原則としては許容されるべきではないと考えます。しかし、技術的にどうしても一特物質の副生が不可避な事案については、環境の汚染又は人健康への被害を生じるおそれがない場合であって、副生量の低減に向けた最大限の努力が行われる場合は、当該副生を規制対象としないことが適当と考えます。 昭和61年の国会答弁についても、通産省（当時）の政府委員は「不純物であっても分離した形で評価すべきこと」を明確にしており、不純物である一特物質が全ての場合において化審法の規制対象外であるとは説明していません。また、ご指摘の「ダイオキシンみたいなものがそういう化学物質として・・・・・・それ自体はこの化審法の対象としてその抑制が可能になりますが、」との説明に関しては、燃焼に伴うダイオキシンの発生について述べているものであり、一特物質の副生についての考え方を示したものではありません。

輸入)は第3条で規制(禁止)され、非意図的行為(副生物)は第5条でBAT管理によって消滅が行われており、「意図的」と「非意図的」の取扱いには規制と自主管理の組み合わせの考え方が採用されている。したがって、化審法でも「1特物質(意図的)の国によるハザード規制」及び「1特不純物(非意図的)の事業者によるBAT管理／国による行政指導」の組み合わせを採用するのが妥当であると考えます。これによって、前記の国会答弁の「不純物は化審法の対象外」という原則に則りつつ、「非意図的」なリスクの管理を行政指導によってコントロールできることになります。ここで、「化審法による規制」ではなく、「事業者によるBAT管理」の提案を妥当なものとする根拠として引用資料[2]と引用資料[3]を挙げておきます。即ち、前者の環境省の環境モニタリングデータ(黒本調査)によると、我が国の全てのHCB排出源の影響を反映するHCB環境濃度は、測定開始から現在まで約18年間、右肩下がりの減少傾向を保っており、米国EPAの提案する「許容しうる生涯発癌リスクレベル(TDI)」に対して約1/200(大気中)及び1/7000(飲料水中)であり、性急なHCB排出制限を行わなければならない客観的な状況は見られない。したがって、国の指導のもとで事業者の自主的な削減努力を継続することで環境負荷の軽減を行えると考えます。

引用資料[1] 参議院(昭和61年3月27日)第104回国会 商工委員会 第4号において、化審法における「不純物」の取扱いについて、以下のように政府より答弁されている；

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/104/1260/10403271260004c.html>

○政府委員(岩崎八男君) 確かにこれは問題だと思います。なかなか技術的解決というのは難しいと思いますが、不純物といいますか、副生物といいますか、不純物そのものも、やはりそれ自体が化学物質であるという意味においては、そういう化学物質をできるだけ析出分離することによって、その化学物質としてこの化審法にどのように位置づけられるか、このような努力を進めるべきだと思います。

ただ、ダイオキシンみたいなものがそういう化学物質としてこの対象になり得るかということ、現状ではそれはなり得ないと思います。ただ、ダイオキシンそのものを生産したり、輸入したりしようということになると、それ自体はこの化審法の対象としてその抑制が可能になりますが、そういう不純物的なものあるいは副生物として出てくるそういうものについて、それを分離した形での判断ができるかどうかということではないかと思います。

引用資料[2] 環境省「黒本調査」： HCB環境濃度

http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/2005/http2005d/d_section03_07.html

引用資料[3] 我が国における環境中のH C B及びP C Bの状況について (環境省環境管理局大気環境課) http://www.env.go.jp/info/iken/h170610a/a-10.pdf	
意見2 該当箇所： P 6からP 10の「2.」～「8.」 について 意見内容： T C P A由来の染料・顔料のB A Tレベルの施行については、それらのB A Tレベルの前提となっているH C Bが2 0 0 ppm 以下のT C P Aの安定供給と購入価格のインパクト等の確認を行い、当該染料・顔料事業への影響を評価して経済的な実行可能性を確認した上で、行っていただきたい。 理由： T C P Aメーカーは国内ではなく全て外国に存在し、染料・顔料メーカー及びユーザーは国内外の両方に存在、化審法のB A Tは国内のみに存在するので、染料・顔料の内外メーカーの競争力はB A Tの設定・施行の条件によっては、例えば国内メーカーだけがH C B 2 0 0 ppm 以下の高価なT C P Aを購入せざるを得ない状況など、非常に不利な結果を招くことになる。さらに、厳しいB A Tレベルが施行されると、染料・顔料の輸入品までも値上がりを招き、国内ユーザーにも大きなインパクトを招くことになる。 意見1で述べましたように「性急なH C B排出制限を行わなければならない客観的な状況は見られない」訳ですから、このような規制によって発生する内外格差は極力小さくしないと、国内産業の衰退を招くだけの結果に終わる恐れがあります。	前回3省の考え方においても示しているとおり、報告書作成時点で、既にH C Bの副生量 100ppm 以下のT C P Aの注文生産の実績があったこと、及びその後の3省の調査において、200ppm 以下のT C P Aを利用している企業が存在するという情報もあったことから、T C P AのB A Tレベルとしては「200ppm」が適当であると考えています。ただし、その適用の際の周知期間については、T C P Aの安定供給の観点から当初の前回報告書案で提案された「6ヶ月程度」から1年間に延長すると共に、1年後のT C P Aの供給環境の状況を改めて考慮することとしています。
意見3 該当箇所： P 10の「8.」 およびP 23の「7.」 について 意見内容： B A Tレベルの施行にあたっては、輸入事業者や染料・顔料メーカーだけではなく、サプライチェーン全体の状況を十分に把握した上で、暫定措置の必要性などを考慮して戴きたい。 理由： サプライチェーン全体には、現在も常に染料・顔料およびその使用製品が流れており、各事業者には在庫が存在しておりますので、現在の自主上限管理レベルからB A Tレベルの製品が全体に行き渡るまで、相当な遅れ時間が発生すること、等を考慮する必要があります。	いずれの顔料についても、その安定的な供給を考慮し、B A Tレベルに適応した原料調達等の対策に必要な時間を踏まえた一定の周知期間を設定することとしています。

	意見 4 該当箇所： P 1 1～1 3 の「1 0 . 」 について 意見内容： H C B の分析技術の標準的方法が提案されておりますが、もし今後国で、標準の分析方法を設定されるようであれば、今回提案された方法と相関関係が確認された簡便法も使用可能にしていきたい。 理由： 事業者によっては、分析製品点数の多い場合や、工程管理用の分析と製品の品質管理用の分析があることなどの理由で、簡易法も併用されることがあります。 今回提案された標準方法と簡易法の相関関係は確認して使用されるので、必要な信頼度は確保される。（化成工業協会 技術部）	本報告書案に記載されている分析法は、各種顔料中の H C B 含有量を的確に分析するための方法として提案されたものであるが、必ずしもこの方法でなければならないというのではなく、H C B の分析が的確に行える場合は、別の方法も使用可能と考えられます。
7	該当箇所： P 9 7 . T C P A 由来その他顔料中の H C B に係る B A T レベル、及び P 2 1 6 . フタロシアニン系顔料中の H C B に係る B A T レベル 意見概要： T C P A 由来その他顔料、及びフタロシアニン系顔料中の H C B に係る B A T レベルについて、顔料製造業者が工業的、経済的に達成可能な H C B 量を十分見極め、適切な B A T レベルで運用されることを要望する。 理由： 当社では、エンジニアリングプラスチックの製造販売業者として、T C P A 由来その他顔料、及びフタロシアニン系顔料を着色剤として使用し、製造している樹脂着色製品（樹脂ペレット）は、用途が極めて多岐にわたる。 先に意見募集された染料ソルベントレッド 1 3 5 の場合でもあったように、T C P A 中の H C B の B A T レベルが「200ppm」となり、今回の各顔料の B A T レベルが製造業者にとって工業的、経済的に達成の難度を高く設定されることは、ことさら他国の規制に比べて不利となる可能性がある。 難度の高い規制により現在の顔料供給者が供給不可となれば、樹脂生産をはじめ波及する工業的生産活動に支障を及ぼす可能性のある事を考慮すべきと考えている。 本顔料類が使用不可になれば、広範囲の樹脂着色製品の着色レシピ（着色製品の生産配合表）が変更を要し、その色を合わせる作業のために樹脂着色製品の生産が大幅に遅滞し、樹脂着色製品の供給遅延による各用途分野の部品生産や波及する産業分野に影響の出ることが懸念される。	いずれの顔料についても、その安定的な供給を考慮し、B A T レベルに適応した原料調達等の対策に必要な時間を踏まえた一定の周知期間を設定することとしています。

	当社が樹脂製品を供給する顧客（自動車、電気電子分野）より、本顔料類の供給可否、安定性、及び本顔料類を使用した樹脂製品の供給への影響について多数の問い合わせを受けている。本顔料類のBATレベル、及び樹脂製品供給の安定性への関心の高さが窺えると同時に、波及影響の大きさがあると考えられる。 BATレベルの設定に十分考慮をお願いしたい。 （三菱エンジニアリングプラスチック株式会社）	
--	---	--